

競争セーフガード制度に基づく検証結果(2009年度)
について

<目 次>

- 競争セーフガード制度に基づく検証結果(2009年度)
(概要)

(参考資料)

競争セーフガード制度に基づく検証結果(2009年度)

競争セーフガード制度に基づく 検証結果(2009年度)について

2010年3月29日
総合通信基盤局

1. 競争セーフガード制度とは

- PSTN(回線交換網)からIP網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込まれる中、公正競争確保のため、電気通信事業法及びNTT法に基づきこれまで講じられてきた競争セーフガード措置の有効性・適正性を検証し、当該措置を市場実態を的確に反映したものとするため、定期的に検証する仕組みとして、2007年度から運用を開始したものである。
- 検証対象は、以下の2点である。
 - ✓ 電気通信事業法に基づく指定電気通信設備制度に関する検証
 - ・ 指定電気通信設備に関する検証
 - ・ 禁止行為規制に関する検証
 - ✓ 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証
 - ・ 公正競争要件の遵守状況の検証
 - ・ 公正競争要件の見直しの必要性についての検証

2. 2009年度の検証スケジュール

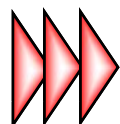
- ✓ 09年 6月30日(火) 現行制度の運用に係る問題点等に関する意見公募の実施(7月31日まで)
- ✓ 8月 5日(水) 再意見公募(リプライコメント)の実施(9月8日まで)
- ✓ 12月28日(月) 検証結果案の公表 ⇒ 検証結果案に対する意見公募の実施(1月27日まで)
- ✓ 2010年2月19日(金) 検証結果の確定・公表、NTT東西に対し要請を実施
- ✓ 3月29日(月) 情報通信行政・郵政行政審議会への報告

競争セーフガード制度に基づく検証結果(2009年度)

- 意見公募で寄せられた62項目の論点について、NTT東西に対し報告を要請する事項等を盛り込んだ**検証結果を確定公表**。
- 検証結果に基づき、NTT東西に対し**要請を実施**。

■NTT東西に対し所要の措置を要請する事項

✓ 県域等子会社(注1)の役員とNTT東西の役員等との兼務



✓ NTT東西と県域等子会社の経営が実質的に一体となっているおそれがあることから、公正競争確保上の問題が発生しないか引き続き注視(一昨年度及び昨年度と同様、役員兼任の実態について報告を要請)

■引き続き注視する事項(抜粋)

✓ 県域等子会社を通じた排他的共同営業などは禁止行為規制等の潜脱に該当するおそれ

✓ 県域等子会社等を特定関係事業者(注2)に追加し、NTT東西との間に厳格なファイアウォールを設けるべき

✓ 116窓口におけるフレッツ光等の営業活動に対する懸念



✓ 一昨年度及び昨年度の検証結果に基づきNTT東西に対して所要の措置を要請した事項等については、NTT東西による当該措置の運用を引き続き注視。

✓ NTT西日本及び県域等子会社における利用者情報の不適切な取扱いの事案に関し、本年2月4日に業務改善命令を行ったところ。同命令に基づき、NTT西日本から提出された業務改善計画及び以後2年間にわたり3か月ごとに提出される報告を精査し、電気通信事業の公正な競争を確保するため、適切に対応。

(NTT東日本についても、本年2月4日に同内容の行政指導を行ったところ。同行政指導に基づき、同社から提出された実施計画及び以後1年間にわたり3か月ごとに提出される報告を精査し、電気通信事業の公正な競争を確保するため、適切に対応。)

3月19日に措置状況を報告

(注1) 県域等子会社…都府県域等を業務範囲として設立されているNTT東西の100%子会社(NTT東日本-北海道等、NTT東21社、NTT西8社)。NTT東西から業務を受託して、NTT東西のサービスについての注文受付、設備工事、営業等を行っている。

(注2) 特定関係事業者…第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(NTT東西)の親会社又は当該親会社の子会社に該当する電気通信事業者のうち総務省が指定する事業者(現在はNTTコミュニケーションズを指定。)。NTT東西には、特定関係事業者との間の役員兼任の禁止や、接続に必要な情報の提供等及び業務の受託(電気通信役務の提供に関する契約の媒介等)について特定関係事業者と他事業者の公平取扱いが義務付けられる。

■新競争促進プログラム2010(06年9月策定、07年10月改定、09年6月再改定)

2. 具体的施策

(2) 指定電気通信設備制度(ドミナント規制)の見直し

(a) 競争セーフガード制度の適切な運用

PSTNからIP網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込まれる中、ドミナント規制の運用に際しても市場実態を的確に反映した見直しが必要である。

このため、プラットフォーム機能(認証・課金、QoS制御等)を含め、指定電気通信設備の範囲やNTTグループに係る累次の公正競争要件(NTT法第2条第5項に規定する活用業務認可制度に係るものを含む)の有効性・適正性について定期的(年1回)に検証することを目的として07年度から運用を開始した競争セーフガード制度について、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」(07年4月策定、08年7月改定)等に基づき、その着実な実施を図ることとし、検証結果を踏まえ、所要の措置を講じる。

なお、競争セーフガード制度に係る検証結果については情報通信審議会に報告するとともに、検証に際しては、毎年実施している競争評価の結果等についても、可能な限り活用を図るものとする。

1. 経緯

平成21年11月18日	NTT西日本において、利用者情報を地域子会社に不適切に提供した事件が発覚
同日	電気通信事業法第166条第1項の規定により、報告の徴収
12月17日	NTT西日本より報告
平成22年1月28日	電気通信事業紛争処理委員会に諮問
2月4日	同委員会より答申
同日	業務改善命令を发出

2. 業務改善命令の概要

- 平成22年2月4日、電気通信事業紛争処理委員会からの答申を受け、NTT西日本に対し、電気通信事業法第29条第1項第12号の規定に基づき、以下のとおり業務の方法の改善その他の措置をとることを命じた。
1. 他の事業者等に関する情報について、閲覧及び取出しの対象となる情報が、業務上必要な範囲にとどまるよう顧客情報管理システムを見直すこと
 2. 顧客からの問い合わせ・注文対応等、他の事業者等に関する情報を個別に取り扱うものであって、当該情報を取り扱うことについて合理的な理由が認められる場合を除き、他の事業者等に関する情報を自社が提供する役務の営業に係る一切の行為から隔絶させるために必要な措置を講ずることとし、特に、自社が提供する役務の営業に携わる部門において、他の事業者等に関する情報が取り扱われない体制を構築すること
 3. 他の事業者等に関する情報の適正な取扱いを確保するための社内規程等について検証し、規程の再整備等所要の措置を講ずるなど、法令等の遵守が徹底される体制を貴社において構築し、また、NTT西日本が他の事業者等に関する情報の取扱いに係る業務の委託を行う会社（地域子会社等）において構築させること
 4. 他の事業者等に関する情報の不適切な取扱いがあった場合に、これを迅速に把握し、是正するため、NTT西日本及び地域子会社等による自主点検の拡充、NTT西日本による地域子会社等への監査の実施を含む実効的な監査・監督体制を構築すること
 5. 以上につき、具体策及び実施時期を明記した業務改善計画を平成22年3月4日までに総務省に提出し、以後、業務改善計画の実施及び改善状況をとりとまとめ、平成24年3月までの間、3カ月ごとに総務省に報告すること

■ 平成22年2月26日、NTT西日本より、下記の業務改善計画が報告された。

1. 顧客情報管理システムの見直しについて

- すべての顧客情報管理システム端末からの他事業者サービス情報の抽出を不可とする(平成22年1月実施済み)。
- 顧客情報管理システム端末における他事業者サービス情報については、営業部門における閲覧を不可とする(同年5月実施予定)。
- 顧客情報管理システムの閲覧の監査ログチェックを四半期ごとから毎月実施へ強化する(同年1月より実施)。

2. 業務体制の見直しについて

- 営業部門において他事業者サービス情報を取り扱わない体制を構築するため、現在、営業部門で実施している受注等処理業務を設備部門へ移管する(同年5月実施予定)。
- 上記の措置に伴い、営業部門における他事業者サービス情報の閲覧を不可とする(他事業者との協議後、速やかに実施)。

3. 法令遵守体制の構築について

- 他事業者情報・個人情報の目的外利用禁止など、法令等の遵守が徹底される体制の構築を目的として、社長直轄組織の「情報セキュリティ推進部(仮称)」を設置する(同年4月実施予定)。
- 他事業者情報の適正利用に関する研修内容の充実を図り、法令等の遵守を再度徹底する取組を強化する(同年1月実施済み(Web研修)、今後も随時実施予定)。
- 顧客情報保護に関する規程類を見直す(同年4月実施予定)。
- 地域子会社等への業務委託に関する契約を整備する(同年4月実施予定)。

4. 監査・監督体制の構築について

- 顧客情報に関する点検及び公正競争遵守のための業務点検を充実・強化する(前者は同年4月以降実施予定、後者は同年2月までに実施済み)。
- 本社考査部門による監査について監査項目を充実し、平成22年度中にすべての地域子会社等を対象に監査を実施する(同年4月以降実施予定)。

5. 業務改善計画の実施及び改善状況の報告について

- 1から4までの対処策を速やかに実行し、改善状況とあわせて、平成24年3月までの間、3カ月ごとに総務省へ報告する。
- 総務省としては、3か月ごとに業務改善計画及び改善状況について、確認していくこととする。

1. 事案の概要

平成21年8月から10月にかけて、NTT西日本の従業員が、同社が他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した他の電気通信事業者への電話番号移転に関する情報を(株)NTT西日本一兵庫の従業員に提供し、次いで、(株)NTT西日本一兵庫の従業員が販売代理店に提供した。

2. 諮問の概要

NTT西日本の従業員による提供行為は、電気通信事業法第30条第3項第1号に抵触するものと認められる。当該提供行為等は、顧客情報管理システムにおいて、他の事業者等に関する情報を取り出す権限の付与が業務上当該情報を必要とする者に限定されておらず、また、自社が提供する役務の営業活動を行う部署において、他の事業者等に関する情報が取り扱われる等の要因によるものと認められる。

NTT西日本からは、改善措置を講ずる旨報告がなされているが、他の事業者等に関する情報の閲覧が当該情報を必要とする業務以外の業務においても可能なままとなっていること等により、依然として、今回の事案と同様の事案が発生し、電気通信事業者間の公正な競争が阻害され、電気通信の健全な発達に支障を生ずるおそれがあり、電気通信事業法第29条第1項第12号に抵触するものと認められることから、NTT西日本に対し、業務の方法の改善その他の措置を講ずることを命ずることとしたい（平成22年1月28日諮問）。

3. 答申の概要

電気通信事業紛争処理委員会における審議の結果、諮問の趣旨により業務の改善を命ずることは、適当である（平成22年2月4日答申）。

ただし、命令に当たっては、以下の点に留意されたい。

- 1 NTT西日本が他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備を設置する電気通信事業者であることにかんがみ、NTT西日本がその立場を十分に認識しつつ命令を確実に履行するよう注視すべきこと。
- 2 NTT西日本及び地域子会社等における「法令等の遵守が徹底される体制の構築」として講じさせる措置については、次のとおりとされるべきこと。
 - ① 社内における業務分掌等の観点からも必要かつ十分な措置であること。
 - ② 客観的な検証可能性に配慮しつつ講じられること。

競争セーフガード制度に基づく検証結果(2009年度)

2010年2月
総務省

1 制度の概要

総務省は、指定電気通信設備の範囲やNTTグループに係る累次の公正競争要件(活用業務認可制度に係るものを含む。)の有効性について定期的に検証するため、2007年4月、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」(以下「運用ガイドライン」という。)を策定・公表した。

また、2008年3月27日付け情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(以下「NGN答申」という。)を踏まえ、2008年7月、運用ガイドラインを改定し、本制度に基づく検証対象にアンバンドル機能の対象の妥当性を追加した。

2 今回の検証プロセス

上記1を受け総務省は、2009年6月、競争セーフガード制度の運用に関する意見募集を実施し、8件の意見が提出された。さらに、同年8月、当該意見募集の結果を公表するとともに再意見(リプライコメント)の募集を行い、10件の意見が提出された(同年9月、再意見募集の結果を公表)。

その後、寄せられた意見(別添1、62項目に整理)に対する総務省の考え方を取りまとめ、これを基に検証結果案を公表、同年12月、本案について意見招請を行い、9件の意見が提出された。

これらを踏まえ、以下のとおり、競争セーフガード制度に基づく検証結果(2009年度)を取りまとめた。なお、本文中括弧書きで意見番号が付されているが、これは別添1の意見番号に対応するものである。また、検証結果案に対して寄せられた意見(41項目に整理)に対する総務省の考え方は、別添2のとおりである。

3 検証結果

(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証

本件について、主たる意見に対する検証結果は以下のとおりである。

なお、今回の検証結果において、「注視すべき機能」(運用ガイドライン2(2)イ④参照)はないが、事業者間協議では、早期の解決が困難等と考えられる事項については、2009年10月16日付け情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(以下「接続ルール答申」という。)を踏まえ、ブロードバンド市場における公正競争環境の整備等を図る観点から、適切に対処する。

ア 指定要件に関する検証

指定しない設備を具体的に列挙する方式(ネガティブリスト方式)を採用すべきか、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに指定すべきか等の論点(意見5～6)について

昨年度の検証過程においても示されたものであり、今回の検証において、これらの意見に対する考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、昨年度の検証過程で示した考え方を踏襲し、指定要件に係る現行制度の枠組み及び運用は、引き続き維持することが適当である。

イ 指定の対象に関する検証

イーサネット系サービス等のデータ通信網について、第一種指定電気通信設備の対象から除外すべきかという論点(意見10)について

昨年度の検証過程においても示されたものであり、今回の検証において、これらの意見に対する考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、昨年度の検証過程で示した考え方を踏襲し、引き続き指定の対象とすることが適当である。

ウ アンバンドル機能の対象に関する検証

(ア) イーサネットサービスに係る機能をアンバンドル機能の対象とすべきかという論点(意見16~18)について

イーサネットフレーム伝送機能については、NGN答申において示されたとおり、イーサネットサービスはユーザのネットワーク全体を単一の事業者が一括して提供することが望ましいという特性があり、また今後イーサネットサービスに係る需要が拡大することが想定されることにかんがみると、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)が従来の県域を越えた県間のサービスに進出するに際しては、公正競争を担保する措置が必要であることから、競争事業者からの具体的な接続要望等を見極めた上で、イーサネットサービスに係る機能のアンバンドルをすることが必要と考えられる。

この状況に現時点で特段の変化もないことから、イーサネットサービスに係る機能(イーサネット接続機能)については、引き続きアンバンドルの対象とすることが適当である。

(イ) 次世代ネットワーク(以下「NGN」という。)の帯域制御機能や認証・課金機能(プラットフォーム機能)をアンバンドル機能の対象とすべきかという論点(意見19)について

接続ルール答申で示されたとおり、プレゼンス情報提供機能やセッション制御機能等のNGNのプラットフォーム機能については、他事業者の求める情報がSIPサーバで把握可能な情報か否かについて検討することや、SIPサーバに対して複数の指示が来た場合のセッション制御の方法や、NGNの外部からの指示で通信当事者に無確認でセッション制御することのセキュリティ又は個人情報保護上の課題等について検討することが必要となる。このため、まずは当該機能のアンバンドルを要望する事業者が、具体的な要望内容をもとに、NTT東西と協議を行い、NTT東西は、その実現に向けて積極的に対応することが適当である。総務省においては、これらの協議状況を注視し、技術的な困難性や過度の経済的負担が生じないかを確認した上で、アンバンドルの要否を検討することとしているところであり、NTT東西に対して、2010年3月末までにその協議状況について報告を求めているところである。

なお、NTT東西においては、NGNに新たな機能追加を行う場合には、接続事業者等に対して、可能な限り速やかに情報提供を行うことが期待される場所である。

(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証

本件について、主たる意見に対する検証結果は以下のとおりである。

なお、事業者間協議では、早期の解決が困難等と考えられる事項については、接続ルール答申を踏まえ、モバイル市場における公正競争環境の整備等を図る観点から、適切に対処する。

ア 指定要件に関する検証

有限希少な公共財である電波を割り当てられている携帯電話業者は、全て第二種指定電気通信設備規制の対象にすべきとの指摘(意見22)について

接続ルール答申で示されたとおり、二種指定事業者に指定する端末シェアの閾値(25%)については、他に採用すべき合理的な割合も存在しないことから、現時点でこの考え方を変更する積極的理由は認められないが、二種指定制度の規制根拠については、指定電気通信設備制度の包括的な見直しが必要となった場合に、当該見直しの中で改めて検証を行うことが適当である。

イ 指定の対象に関する検証

上位レイヤー設備も、公正競争の確保のため、第二種指定電気通信設備の対象にすべきとの指摘(意見24)について

総務省は、接続ルール答申を受け、本年度中に二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン(以下「二種指定ガイドライン」という。)を策定し、二種指定ガイドラインを策定するに当たっては、次の点について検討することとする。

- ① 二種指定ガイドラインにおいて、アンバンドルに係る仕組みを設けること。
- ② アンバンドルに係る仕組みにおいて、「アンバンドルすることが望ましい機能」の対象を第二種指定電気通信設備との接続に係る機能とし、「アンバンドルすることが望ましい機能」に位置付けるに当たっては、当該機能に係る設備を第二種指定電気通信設備に指定することの妥当性についても検討すること。

(3) 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制等の検証

本件について、主たる意見に対する検証結果は以下のとおりであり、NTT東西

に所要の措置を要請する事項、引き続き注視する事項、その他の事項に区分して
列挙する。

ア NTT東西に所要の措置を要請する事項

**NTT東西の県域等子会社(100%子会社)等を通じた共同営業等は脱法
行為であり、県域等子会社等に対し禁止行為規制を適用する等の措置を講じ
るべきとの指摘(意見27)について**

NTT東西に対しては、指定電気通信設備制度に基づく禁止行為規制及び
NTTグループに係る累次の公正競争要件(活用業務認可制度に係るものを
含む。)が適用されるものの、その趣旨が当該禁止行為規制等の直接的な対
象とならない県域等子会社において徹底されない場合は、結果として公正競
争が確保されない可能性がある。この点について、一昨年度及び昨年度の検
証に基づきNTT東西より県域等子会社における役員兼任の実態について報
告を受けたところであるが、NTT東西に対し、当該実態に係る本年度の状況
についても報告を求めることとし、NTT東西と県域等子会社との間の役員兼
任に伴い、公正競争確保上の問題が発生しないかどうか引き続き注視してい
く。

昨年8月から10月にかけて、西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」
という。)の従業員が、同社が他の電気通信事業者の電気通信設備との接続
の業務に関して入手した他社への電話番号移転に関する情報を県域等子会
社に提供した等の事案が判明した。

NTT西日本の従業員の行為は、電気通信事業法第30条第3項第1号に抵
触するものであり、当該行為等は、同社の顧客情報管理システムの在り方等
の要因によるものと認められることから、本年2月4日、電気通信事業法第29
条第1項第12号の規定に基づき、同社に対し、業務の改善その他の措置をと
ることを命じたところである。

総務省としては、本年3月4日までにNTT西日本から提出される業務改善
計画、また、以後、平成24年3月までの間、3カ月ごとに同社から提出される
報告を精査し、電気通信事業の公正な競争を確保するため、適切に対応して
いく。

なお、上記事案を受け、東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」とい
う。)に対しても、本年2月4日、業務の運営の在り方について改善を要請した
ところであり、同社から提出される実施計画及び報告を精査し、電気通信事業
の公正な競争を確保するため、適切に対応していく。

イ 引き続き注視する事項

- (ア) NTT東西の116窓口での加入電話の移転・転居の手續に際し、フレッツ光サービスへの勧誘等の営業活動が依然として継続されており、活用業務認可条件等に照らして問題があるとの指摘(意見28)について

昨年度の検証に基づき、昨年2月25日、NTT東西に対して116番への加入電話又はINS64の移転申込みを行う加入者に対し、当該加入者からの問い合わせが無いにもかかわらず活用業務であるフレッツ光サービスの営業活動が行われることのないよう、改めてその周知・徹底を図ることを要請し、NTT東西は、当該要請を受け、適切な措置を講じていると報告したところであるが、当該措置の運用が徹底されない場合には、電気通信事業法及び電気通信事業分野における競争の促進に関する指針に照らし、電気通信事業法第30条第3項第1号等に抵触する又は潜脱するおそれがある。

このため、昨年度の検証結果に基づく要請を受けて実施しているNTT東西における周知・徹底状況を踏まえ、引き続き注視していくとともに、本年2月4日の業務改善命令を受けてNTT西日本から提出される業務改善計画及び以後3カ月ごとに提出される報告並びに同日の改善要請を受けてNTT東日本から提出される実施計画及び報告を精査し、電気通信事業の公正な競争を確保するため、適切に対応していく。

- (イ) NTT東西の通信レイヤーにおける市場支配力の上位レイヤーへの不当な行使や当該市場支配力を起点にしたグループドミナンスの行使がなされないよう注視が必要であるとの指摘(意見29、41)について

本指摘は「コンテンツプロバイダに対する不当な規律・干渉」等に該当する事案を具体的に指摘したものではないが、NTT東西又は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下「NTTドコモ」という。)が「コンテンツプロバイダに対する不当な規律・干渉」を行っていると思われる場合には市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規定等に抵触するおそれがあることから、NTT東西及びNTTドコモとコンテンツプロバイダとの関係について引き続き注視していく。

- (ウ) NTTファイナンスが提供するNTTグループカードの「おまとめキャッシュバック」は、実質的に自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供に当たることにより変わりがないとの指摘(意見31)について

本件において指摘されている事案は、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」が禁止されているNTT東西又はNTTドコモにおいて実施されているものではなく、また、NTTグループ以外の事業者の電気通信サービスも組み合わせて提供されていることから、このような取扱いは現行の法制度上直ちに禁止されるものではないが、当該特典の提供方法の実態如何によっては、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」等を禁止した電気通信事業法第30条第3項第2号や同法第31条第2項第2号、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離における公正有効競争条件」(2)及び「NTTの承継に関する基本方針」(七)(八)を事実上潜脱するおそれがあるため、引き続き注視していく。

- (エ) ドコモショップをNTTドコモの顧客対応部門と同一とみなし、NTTドコモと同等の禁止行為規制の適用等を行うべきとの指摘(意見32)、家電量販店等において、OCNの優先的取扱いやフレッツ光とNTTドコモの携帯電話の同時加入に対する高額ポイントの付与は、関連事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供に相当するとの指摘(意見33)について

本件について、NTT東西は販売代理店が自ら営業戦略に基づいて選択した結果であるとし、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「NTTコミュニケーションズ」という。)は家電量販店を通じた営業活動をNTT東西とは独立して実施しているとし、NTTドコモは販売代理店がNTTドコモの代理店契約とは別に、販売代理店自らの経営判断でNTT東西とフレッツサービスの販売に関する代理店契約を締結し販売促進施策を実施しているとしており、当該代理店の販売施策が「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」に該当するとの論拠は十分でないが、本指摘に関連して公正競争確保を阻害する行為が行われていないかについて引き続き注視していく。

- (オ) NTTグループの実質的な一体経営を防止する観点から、NTTグループ会社間の役員等の人事異動を禁止する等の追加措置が必要との指摘(意見42)について

NTT東西は会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなどの取組を実施しているとしており、引き続き注視していく。

- (カ) NTT東西及びNTTコミュニケーションズの法人営業の集約に関連し、NTT東西及びNTTコミュニケーションズが共同営業を行っている事例が見受けられるとの指摘(意見44)について

NTT東西は、両社がNTTコミュニケーションズの販売業務を受託する場合の条件や、NTTコミュニケーションズに提供する顧客情報その他の情報は他の電気通信事業者との間のものとしてしているが、当該措置の運用が徹底されない場合には、公正競争を阻害するおそれがあるため、NTT東西による当該措置の運用について引き続き注視していく。

- (キ) NTTコミュニケーションズがNTT再編成時に取得した加入者情報を活用したアウトバウンド営業を行っている不適切な事例が存在しているとの指摘(意見47)について

NTTコミュニケーションズはアウトバウンド営業は、自社サービスの利用実績のある利用者に対して実施しているものであるとしているところであるが、NTT再編成の際に継承した加入者情報であって他事業者が用いることができないものを用いて、NTT再編成後にNTTコミュニケーションズの利用実績のない利用者に対して営業活動を行うことは、「NTTの承継に関する基本方針」(九)に抵触する又は潜脱するおそれがある。NTTコミュニケーションズによる営業活動について引き続き注視していく。

- (ク) 活用業務認可制度によりNTT東西の業務範囲規制が形骸化していることから、公正競争確保の観点から、活用業務認可制度の在り方の検証が必要等との指摘(意見49、50)について

「次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定」等に係る認可に際しては、「電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置」を履行すること及び8項目の認可条件を条件として付して認可したものであり、NTT東西による当該措置の運用状況及び当該条件の遵守の状況について注視していく。なお、総務省では、公正競争の確保を阻害する問題が現に生じている場合には、競争セーフガード制度に基づく意見募集の時期に限らず、随時意見を受け付けている。

- (ケ) NTT西日本が恒常的に提供している「光ぐっと割引」は、適正コストを下回る料金設定になっていないかとの指摘(意見52)について

競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回る料金を設定すること等、競争阻害的な行為がなされていないかどうか引き続き注視していく。

- (コ) NTT東西の「フレッツ・テレビ」サービスは、依然としてNTT東西が放送サービスの提供主体であると誤認されている状況に変わりがないため、追加的措置を講じる必要があるとの指摘(意見53)について

昨年度の検証に基づき、昨年2月25日、NTT東日本に対して、放送サービスの提供主体が他社であることを広告に明記すること等について周知・徹底することを要請し、NTT東日本は、当該要請を受け、適切な措置を講じていると報告したところであるが、現行の日本電信電話株式会社等に関する法律においてはNTT東西が放送事業を営むことは認められておらず、東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドラインにおいても活用業務に放送業は含まないとしていることを踏まえ、利用者が「フレッツ・テレビ」サービスをNTT東西による放送サービスと誤解することのないよう、NTT東西は放送サービスの提供主体が他社であることについて利用者が明確に理解できるようにする措置を十分に講じることが適切である。

このため、昨年度の検証結果に基づく要請を受けて講じている措置の運用状況等について引き続き注視していく。

- (サ) NTT東西のひかり電話に関して不適切な営業活動が行われていることから、NTT東西に対し営業マニュアル等の報告・公表等を義務付けるべきとの指摘(意見59)について

NTT東西は、2008年6月に設置した広告物の審査組織において、すべての広告物の事前チェックを行うなど広告物の適正化を推進している等としており、NTT東西の宣伝・広告手法の適正化の状況について引き続き注視していく。

ウ その他の事項

NTTドコモ等の電気通信事業者や県域等子会社等の非電気通信事業者をNTT東西の特定関係事業者に追加すべきという指摘(意見39)について

電気通信事業法第31条第1項及び第2項の特定関係事業者に関する規制は、同法第30条第3項に係る禁止行為規制の適用による対処のみでは公正競争の確保に十分でないと考えられるものについて、特定関係事業者の指定を行うことにより、厳格なファイアーウォールを設けるものである。

一昨年度の検証結果では、まずは競争セーフガード制度の運用を通じ、電気通信事業法第30条第3項に係る禁止行為規制の適用による対処のみで十分なものであるか否かを検証することが適当であり、当該検証の積み重ねを踏まえ、所要の措置を講じることの適否について改めて検討していくとしたところであり、現時点においては、一昨年度の検証結果を変更する特段の事情は認められない。

なお、一昨年度及び昨年度の検証に基づきNTT東西に対して要請した事項については、NTT東西による取組が進められているところであるが、本年2月4日の業務改善命令を受けてNTT西日本から提出される業務改善計画及び以後3カ月ごとに提出される報告並びに同日の改善要請を受けてNTT東日本から提出される実施計画及び報告を精査し、電気通信事業の公正な競争を確保するため、適切に対応していく。